

農業委員会だより

● 第10期農業委員のご紹介 ●

今年の改選で就任しました、農業委員を紹介いたします。



会長
坂田 文正
選挙
北区屯田



副会長
田中 義一
選挙
南区藤野

就任あいさつ

農業委員会改選後の7月1日の初の総会において、委員の皆様のご推挙を賜り、第10期札幌市農業委員会会長に就任いたしました。会長として3期目となりましたが、農地法改正により農地の保全が強化された時期の就任ということで、職務の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、高齢化や後継者不在による遊休地の増加、関税自由化の外圧など厳しい状況にさらされています。本市においても様々な課題はございますが、都市近郊という利点を生かした新鮮な農畜産物の提供や、緑豊かな都市環境の保全、農業への理解促進など、多面的で重要な役割を担っているところでございます。私ども農業委員会は、農業者の公的代表機関としての役割を改めて強く認識し、皆様の声をお聞きしながら、地域農業の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、農業委員会の活動に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



漆崎 智
選挙
西区小別沢



平佐 雅勝
選挙
手稲区手稲山口



元岡 藤博
選挙
東区中沼町



熊木 基雄
選挙
北区百合が原



佐藤 邦夫
選挙
白石区東米里



三上 健一
選挙
東区丘珠町



山本 和夫
選挙
北区篠路町



赤坂 陽一
選挙
厚別区厚別南



桜井 信一
選挙
南区砥山



桑島 忠正
選挙
豊平区西岡



浅井 義正
選挙
東区東雁来



柳瀬 豊
選挙
清田区平岡



金生 洋一
選挙
西区宮の沢



榎田 浩
団体推薦
サツラク農協



藤田 範彦
団体推薦
札幌市農協



大高 喜代一
団体推薦
石狩農業共済



藤原 広昭
市議会推薦
市議会



高橋 克朋
市議会推薦
市議会



三浦 英三
市議会推薦
市議会



村松 正海
市議会推薦
市議会

市内農業事情調査を実施しました

農業委員会では、農業関連施設や農業者等の視察を毎年8月に行っています。今年は8月19日に、定山溪にある生ごみたい肥化施設と、南区で新規就農した農業生産法人を訪問しました。

ばんけいリサイクルセンターが運営する生ごみたい肥化施設は、生ごみや枝葉ごみからたい肥を製造する施設として今年4月にオープンしました。たい肥はJAを通じて販売しており、市内酪農家のたい肥と混ぜて届けられます。同社には石狩にも同じ施設があり、これまで市内北部の農家が主に利用してきましたが、定山溪からの供給が始まったことから今後は南部の農家の方にもぜひ利用してほしいということでした。



代表取締役の大杉さん（左端）から事業の概要を聞く委員



前所有者から受け継いだサクランボについて話す
(株) アルシェの小仲さん

また、同施設では札幌市のフードリサイクル事業も担っています。市内の小学校や南区の温泉施設などから出された生ごみをたい肥化し、そのたい肥を使って野菜や果樹を生産、再び学校等に供給する取組は、環境分野や教育分野からも注目されています。

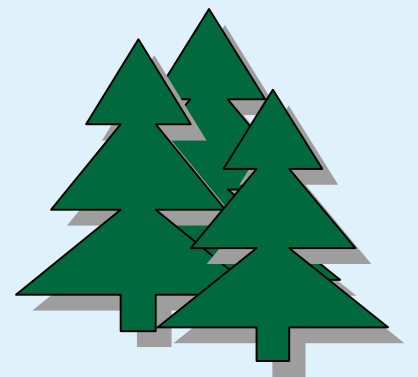


60℃以上で発酵させるたい肥

大杉社長からは、廃棄物処理の社会的責任と、良質のたい肥を安定的に供給することで、一次産業のお手伝いをしたいとの話がありました。

次に、昨年から今年にかけて新規就農した2つの農業生産法人の圃場では、生育状況や経営状況などについて、伺いました。技術・品質的にはまだまだという辛口の感想もある一方で、農業に対する情熱や手間と費用を節約する工夫など、委員にとっても刺激となる訪問でした。新規就農者からも、今後もぜひアドバイスをいただきたいと話が聞かれました。

最後に、お忙しい中訪問させていただいた方々に、改めてお礼申し上げるとともに、この調査を今後の活動にいかしていきたいと思います。



(株) ふるさとファームの
三原さん（左）

農業委員会では農地の利用状況調査を行っています

平成21年12月の農地法改正により、農地は国民の大切な資源と位置付けられ、農地の所有者等に農地を農地として利用する責務が規定されました。合わせて、農業委員会に農地の利用の状況調査（利用状況調査）と、耕作が行われていない農地については農地として利用の増進を図ることとされました。

この改正を受けて、当委員会では昨年度より農地の利用状況調査を行っております。今年度については、8月から11月にかけて農業委員が各担当地区ごとに調査を行いました。

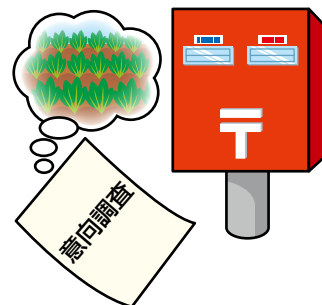
現在、その調査において農業委員会が耕作を確認できなかった農地については、農地としての利用をお願いするとともに、農地の有効利用を進めるために「意向調査」を実施させていただいております。この「意向調査」は、その農地を耕作する権利をお持ちの方々が、今後農地として活用するために、その農地についてどのような意向をお持ちなのかを確認させていただくものです。今回の意向調査については、その農地の所有者や利用者の方々に調査書類を送付させていただき、回答をお願いしております。

意向調査に回答していただいた結果は、同意をいただいた場合、札幌市、農業協同組合及び農業委員会で構成し、遊休農地対策等を行っている札幌市農業再生協議会へ情報を提供し、今後の地域における遊休農地の解消計画の作成と実施に向けて活用させていただきたいと思っておりますので、こちらの同意へのご協力もお願いいたします。貴重な農地を有効に活用するために、皆様の意向調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

利用状況調査の様子



調査対象農地の一例



農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための、安定した積み立て式の公的年金です。

◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満

☆農地を持っていない人、
配偶者や後継者でも
加入できます！

◎農業者年金のメリット◎

- ・積み立て式で少子高齢化に強い！
- ・年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・保険料の額は自由に決められます
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ・認定農業者などの担い手の方は、国から保険料の補助が受けられます

詳しくは農業委員会、もしくはお近くのJA窓口へ

(独) 農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp/>

* 受給者の方が引っ越した時や亡くなった時は、届け出が必要ですので、農業委員会事務局へご連絡ください。

！農地を相続した時は届出が必要です！

平成21年12月に農地法が改正され、農地を相続した時などの届出が義務付けられました。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

※会社にお勤めの方が相続した時など、実際には営農していなくても届出をお願いします。

どんな時に
必要？

相続（遺産分割および包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で所有権などの権利を取得した時です。

手続は
どうするの？

相続等で権利取得した土地のある市町村の農業委員会へ、届出書を提出してください。

届出用紙は
どこにあるの？

農業委員会事務局窓口の他、札幌市農業委員会のホームページからダウンロードすることもできます。
なお、お近くのＪＡさっぽろでも置いている窓口があります。

届出の
時期は
いつ？

権利取得を知った日から概ね10か月以内です。
できれば相続登記が終わってから届け出をお願いします。
事情により時間がかかりそうな場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

なお、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。
所有権移転等権利を変更させる場合は、法務局での手続が必要ですのでご注意ください。

「農業委員会委員選挙人名簿」

の登載申請を お忘れなく

今回お送りした書類の中に農業委員会選挙人名簿登載申請書が同封されています。これは農業委員選挙の際の選挙権がある農業者を登載している名簿であり、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに、毎年1月1日現在で作成します。この名簿は、毎年3月31日に確定し、翌年の3月30日までに行われる農業委員会選挙に使用されます。

登載申請書は、平成23年の名簿に登載されている業務主の方に送付していますので、登載申請書に必要事項を記入し、締切りまでに、農業委員会まで返送してください。

締切り 平成24年 1月10日(火)

全国農業新聞の ご案内

農業経営に役立つ
読みやすい新聞です。
毎週金曜日にお届けします。

購読料 月額600円

～お申込みは
農業委員会まで～

編集・発行 札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階

Tel 011-211-3636 Fax 011-218-5132

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>

E-mail nogyo@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-K05-11-1460
23-2-153